

令和8（2026）年5月

士別市長 渡 辺 英 次

「市長への手紙」の回答について

拝 啓

薫風の候 貴方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申しあげますとともに、日頃より市政の推進に深いご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度「市長への手紙」で、「隣接する空き家の維持管理等について相談をしたにも関わらず、市担当者から、裁判をするよう言われ、市民に寄り添っていない。」とのご意見をお寄せいただきました。

隣接する空き家についてご不安な日々を過ごされている中、市の対応により、●●様にご不快な思いをさせてしまいましたこと、深くお詫び申し上げます。

あらためて、現在の状況と今後の対応について、整理してご説明させていただきます。

1. 当該空き家の現在の状況について

本来、建物の管理は所有者が行うべきものですが、当該空き家は所有者様が亡くなられております。現在、市におきましても改善を求めるべき相続人等の特定ができず、直接的な働きかけが非常に困難な状況にあります。

2. 行政による対応の限界について

市が法的に強制撤去等の強い措置を行えるのは、建物が倒壊して道路を塞ぐなど「公共の安全を著しく損なう危険」がある場合に限定されております。今回のような個人の敷地間における問題については、行政が介入できる範囲に限りがあるのが実情です。ご期待に沿えず、誠に申し訳ございません。

3. 解決に向けた制度のご提案（所有者不明土地・建物管理制度）

現状において、解決への有効な手段として考えられるのが「所有者不明土地・建物管理制度」の活用です。この制度は、所有者が不明な不動産に対し、裁判所が「管理人」を選任して適切な管理を行わせる仕組みです。

裁判所へこの制度の利用を申し立てるには、不利益を受ける恐れのある「利害関係人（近隣住民の方など）」による手続きが必要となります。

制度の詳細は、同封しております法務省資料をご参照ください。

（法務省資料）

- ①法務省民事局「所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わりました。」（13 ページ）
- ②法務省民事局「マンガで読む法改正・新制度 ここが変わる！不動産・相続に関するルール」

4. 今後について

具体的なお手続きには、弁護士等の専門的な助言が必要となりますが、解決に向けた一つの選択肢としてご検討いただけますと幸いです。なお、弁護士からの法的アドバイスを受けたい場合は、市が実施する「無料法律相談」や、日本司法支援センター「法テラス」などの窓口もご利用いただけます。

市としても、このまま放置してよいとは考えておりません。今後、新たな情報が得られた場合には、速やかに対応を検討してまいります。

何卒、現在の状況にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

貴方のご健勝を心から祈念申し上げ、「市長への手紙」の回答といたします。

敬 具

・担当課

建設環境部建築課建築係

士別市東6条4丁目 電話26-7801（直通）

・広聴担当課

総務部総合政策課秘書広報係

士別市東6条4丁目 電話26-7814（直通）